

原議保存期間	1年(令和7年3月31日まで)
有効期間	二種(令和6年12月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第1号
令和6年1月4日
警察庁交通局交通規制課長

令和6年能登半島地震に伴う交通規制関係許可等事務取扱いについて(通達)
令和6年能登半島地震の被災地の復旧・復興活動に係る状況を踏まえ、交通規制関係の許可等事務を迅速かつ柔軟に実施するため、当分の間、下記により取扱うこととしたので、適切に対応されたい。

記

復旧・復興活動のため、被災地へ大型建設機械、大型建設資材等を搬送する車両が増加し、それに伴う制限外積載許可や制限外牽引等の申請数の増加が予想される状況であることを踏まえ、令和6年能登半島地震に伴う交通規制関係の許可等事務を迅速かつ柔軟に実施する必要があるところ、例えば、以下のとおり被災者の負担軽減に配慮した取扱いとしつつ、それ以外の許可等事務についても、被災者の負担軽減に配慮した取扱いとすること。

また、令和6年能登半島地震においては、現時点で災害対策基本法(昭和36年法律第223号。)第76条第1項に規定する緊急交通路の指定は行われていないことから、この地震のための緊急通行車両等の標章交付は行っておらず、当該標章は被災地までの道路の通行に必要なものではないところ、緊急通行車両等の確認の申出があった際には、当該趣旨を丁寧に説明し、警察によって申出の受理が拒否されたなどの誤解が生じないよう努められたい。

- 制限外積載許可について、申請に係る車両の目的地が被災地である場合には、優先的に処理を行うとともに、許可を行う際は許可証の迅速な交付に努めること。
また、制限外積載許可の対象は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第57条第3項により「貨物が分割できないもの」である場合に限られているが、被災地においては、分割した大型貨物を組み立てる場所、施設、熟練者等の確保が困難な状況も存在していることから、「分割できないもの」に該当するかどうかの判断に当たっては、こうした被災地の状況を踏まえて、通常であれば「分割できないもの」と認められないものであっても、柔軟に判断を行うこと。
- 制限外牽引許可についても、同様に、申請に係る車両の目的地が被災地である場合には、優先的に処理を行うとともに、許可を行う際は許可証の迅速な交付に努めること。